

福島県福祉サービス第三者評価基準

自己評価＜付加項目編＞

（婦人保護施設版）

平成20年3月

婦人保護施設版<付加項目編> (24項目)

A-1 利用者の尊重	
(1) 利用者の尊重	
①	施設生活全般について、利用者が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている
②	利用者自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、自立に向けて積極的に取り組めるよう支援している
③	施設の行う援助について利用者に対して適切な情報提供を行い、利用者が自らの意思を決定できるように支援している
④	職員が利用者に対して二次的被害に及ぶ言動等を行わないよう徹底している
⑤	職員は、セクシャルハラスメント行為等により、利用者の生活環境が害されることがないように取り組んでいる
⑥	利用者個人の思想や信教の自由は、他の利用者の権利を妨げない範囲で保障されている
A-2 日常生活支援サービス	
(1) 食生活	
①	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている
②	利用者の状況や希望に応じて食事の時間の設定されている
③	利用者の状況に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている
(2) 住生活	
①	居住等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮したものになっている
(3) 入浴	
①	入浴の支援は、利用者の状況や希望を反映して行われている
(4) 他者との関係調整	
①	利用者と家族との関係再構築のための支援を行っている
②	利用者と、他者との関係調整のための支援を行っている
(5) 自主性・自律性を尊重した日常生活支援	
①	行事などのプログラムは、利用者が主体的に関わることができるように計画・実施されている
②	利用者が自らの健康について理解を深めるような支援を行っている
③	個別に応じ、利用者への衣食住に関する生活スキル向上の支援を行っている
④	利用者が新しく生活を立て直すために、十分な相談体制をとっている
⑤	婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者に対して、心理的な支援を行っている
⑥	利用者の職業能力開発や就労支援を行っている
⑦	利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるような支援を行っている
⑧	利用者が性について理解を深めるための取り組みを行っている
⑨	金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している
⑩	利用者に対する債務整理のための支援を行っている
(6) 利用者の安全の確保	
①	夫等の暴力により保護を必要とする利用者の安全確保を適切に行っている

A-1 利用者の尊重

A-1-(1) 利用者の尊重

A-1-(1)-① 施設生活全般について、利用者が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。

【判断基準】

- a) 施設生活全般について、利用者が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。
- b) 施設生活全般について、利用者が自由に意見を表明する機会を設けているが、十分にそれに応えていない。
- c) 施設生活全般について、利用者が自由に意見を表明する機会を設けていない。

A-1-(1)-② 利用者自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、自立に向けて積極的に取り組めるよう支援している。

【判断基準】

- a) 利用者自身が自主的に考える活動を推進し、自立に向けて積極的に取り組めるよう支援している。
- b) 利用者自身が自主的に考える活動の推進に努め、自立に向けて積極的に取り組めるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 自立に向けて積極的に取り組めるような支援をしていない。

A-1-(1)-③ 施設の行う援助について利用者に対して適切な情報提供を行い、利用者が自らの意思を決定できるように支援している。

【判断基準】

- a) 施設の行う援助について利用者に対して適切な情報提供を行い、利用者が自らの意思を決定できるように支援している。
- b) 施設の行う援助について利用者に対して適切な情報提供を行っているが、利用者が自らの意思を決定できるように支援が十分ではない。
- c) 施設の行う援助について利用者に対して適切な情報提供を行っていない。

A-1-(1)-④ 職員が利用者に対して二次的被害に及び言動等を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 職員が利用者に対して二次的被害に及び言動等を行わないよう徹底している。
- b) 二次的被害に及び言動等を行わないための取り組みが十分ではない。
- c) 二次的被害に及び言動等を行わないための取り組みを行っていない。

A-1-(1)-⑤ 職員は、セクシャルハラスメント行為等により、利用者の生活環境が害されることがないように取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員は、セクシャルハラスメント行為等により、利用者の生活環境が害されることを防ぐ取り組みを行っている。
- b) 職員は、セクシャルハラスメント行為等により、利用者の生活環境が害されることを防ぐ取り組みを行っているが、十分ではない。
- c) 職員は、セクシャルハラスメント行為等により、利用者の生活環境が害されることを防ぐ取り組みを行っていない。

A-1-(1)-⑥ 利用者個人の思想や信教の自由は、他の利用者の権利を妨げない範囲で保障されている。

【判断基準】

- a) 利用者個人の思想や信教の自由は保障されている。
- b) 利用者個人の思想や信教の自由は尊重されているが、十分ではない。
- c) 利用者個人の思想や信教の自由が尊重されていない。

A-2 日常生活支援サービス

A-2-(1) 食生活

A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を払っているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫や配慮を払っていない。

A-2-(1)-② 利用者の状況や希望に応じて食事の時間が設定されている。

【判断基準】

- a) 利用者の状況や希望に応じて食事の時間が設定されている。
- b) 利用者の状況や希望に応じて食事の時間が設定されているが、十分ではない。
- c) 利用者の状況や希望に応じて食事の時間が設定されていない。

A-2-(1)-③ 利用者の状況に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の状況に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。
- b) 利用者の状況に応じて食習慣を習得するための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の状況に応じて食習慣を習得するための支援を行っていない。

A-2-(2) 住生活

A-2-(2)-① 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮したものになっている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮したものになっている。
- b) 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮していない。

A-2-(3) 入浴

A-2-(3)-① 入浴の支援は、利用者の状況や希望を反映して行われている。

【判断基準】

- a) 入浴の支援は、利用者の状況や希望を反映して行われている。
- b) 入浴の支援は、利用者の状況や希望を反映して行われているが、十分ではない。
- c) 入浴の支援が、利用者の状況や希望を反映して行われていない。

A-2-(4) 他者との関係調整

A-2-(4)-① 利用者と家族との関係再構築のための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者と、同居していない子どもや家族等との家族関係の再構築のための支援を行っている。
- b) 利用者と、同居していない子どもや家族等との家族関係の再構築のための支援を行っているが、十分でない。
- c) 利用者と、同居していない子どもや家族等との家族関係の再構築のための支援を行っていない。

A-2-(4)-② 利用者、他者との関係調整のための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者、他者との関係調整のための支援を行っている。
- b) 利用者、他者との関係調整のための支援を行っているが、十分でない。
- c) 利用者、他者との関係調整のための支援を行っていない。

A-2-(5) 自主性・自律性を尊重した日常生活支援

A-2-(5)-① 行事などのプログラムは、利用者が主体的に関わることができるように計画・実施されている。

【判断基準】

- a) 行事などのプログラムは、利用者が主体的に関わることができるように計画・実行されている。
- b) 行事などのプログラムは、利用者が主体的に関わることができるように計画・実行されているが、十分ではない。
- c) 行事などのプログラムが、利用者が主体的に関わることができるように計画・実行されていない。

A-2-(5)-② 利用者が自らの健康について理解を深めるような支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者が自らの健康について理解を深めるような支援をしている。
- b) 利用者が自らの健康について理解を深めるような支援をしているが、十分ではない。
- c) 利用者が自らの健康について理解を深めるような支援を行っていない。

A-2-(5)-③ 個別に応じ、利用者への衣食住に関する生活スキル向上の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 個別に応じ、利用者への衣食住に関する生活スキル向上の支援を行っている。
- b) 個別に応じ、利用者への衣食住に関する生活スキル向上の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者への衣食住に関する生活スキル向上の支援を行っていない。

A-2-(5)-④ 利用者が新しく生活を立て直すために、十分な相談体制をとっている。

【判断基準】

- a) 利用者が新しく生活を立て直すために、十分な相談体制をとっている。
- b) 利用者が新しく生活を立て直すために相談体制をとっているが、十分ではない。
- c) 利用者が新しく生活を立て直すための相談体制をとっていない。

A-2-(5)-⑤ 婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者に対して、心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者に対して、心理的な支援を行っている。
- b) 婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者に対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者に対して、心理的な支援を行っていない。

A-2-(5)-⑥ 利用者の職業能力開発や就労支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の職業能力開発や就労支援を行っている。
- b) 利用者の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の職業能力開発や就労支援を行っていない。

A-2-(5)-⑦ 利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。
- b) 利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるような支援を行っていない。

A-2-(5)-⑧ 利用者が性について理解を深めるための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 利用者が性について理解を深めるための取り組みを行っている。
- b) 利用者が性について理解を深めるための取り組みを行っているが、十分ではない。
- c) 利用者が性について理解を深めるための取り組みを行っていない。

A-2-(5)-⑨ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。

【判断基準】

- a) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。
- b) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援しているが、十分ではない。
- c) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくような支援を行っていない。

A-2-(5)-⑩ 利用者に対する債務整理のための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者に対する債務整理のための支援を行っている。
- b) 利用者に対する債務整理のための支援を行っているが、十分でない。
- c) 利用者に対する債務整理のための支援を行っていない。

2-(6) 利用者の安全の確保

A-2-(6)-① 夫等の暴力により保護を必要とする利用者の安全確保を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 夫等の暴力により保護を必要とする利用者の安全確保を適切に行っている。
- b) 夫等の暴力により保護を必要とする利用者の安全確保を行っているが、十分ではない。
- c) 夫等の暴力により保護を必要とする利用者の安全確保を行っていない。